

議案第127号、令和5年度大津市一般会計補正予算(第5号)のうち、

総務部の所管する部分について

議案第127号、令和5年度大津市一般会計補正予算(第5号)のうち、総務部の所管する部分につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の資料、令和5年11月大津市予算関係議案の8頁をお開き願います。

2の歳入におきまして、款1市税、項2固定資産税、目1固定資産税1,810千円は、固定資産税の賦課決定処分の取消訴訟の判決が確定したことに伴う増額であり、款12地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税48,774千円につきましては、令和5年度の普通交付税額の確定に伴う増額であります。

10頁をお願いします。

3の歳出におきまして、款2総務費、項2徴税费、目2賦課費22,618千円及びその下段の目3徴収費27,966千円につきましては、固定資産税の賦課決定処分の取消訴訟の判決が確定したことに伴い増額するものです。

以上で、議案第127号、令和5年度大津市一般会計補正予算(第5号)のうち、総務部の所管する部分のご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。